平成２３年（フ）第１９９号
三重県四日市市桜町214番地の３
債務者　有限会社永井石油
代表者取締役　永井　　博
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向山　富雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
石川県羽咋郡志賀町富来牛下ルの１番地の１
債務者　株式会社能登金剛センター
代表者代表取締役　木谷　龍司
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　　覚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２４１号
奈良県宇陀市室生西谷852番地
債務者　有限会社山長
代表者代表取締役　石田　長三
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南條　浩志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午前10時
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
岐阜市本郷町２丁目19番地
債務者　株式会社丸國服部
代表者代表取締役　服部　政子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時５分
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６０号
岐阜県本巣郡北方町北方1835番地の12
債務者　有限会社北友
代表者代表取締役　伊藤　史和
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河合　良房
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前11時
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３６号
静岡県浜松市北区豊岡町29、住民票上の住所
静岡県浜松市北区東三方町238番地の13
債務者　ライト自動車こと　山本　光善
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
静岡県浜松市北区豊岡町29、住民票上の住所
静岡県浜松市北区東三方町238番地の13
債務者　山本ときゑ
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
岡山市東区瀬戸町森末334番地13
債務者　株式会社Ｔ・Ｅコーポレーション
代表者代表取締役　白井　昌夫
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　健三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５０号
高知市浦戸822番地59
債務者　株式会社オーシャンラック
代表者代表取締役　水野　　親
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　訓生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時15分
高知地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１４０号
山口市小郡上郷3090番地１　森ハイツＢ107
債務者　中山　悦子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　克介
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年12月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
山形県最上郡大蔵村大字清水1519番地
債務者　國分　善勝
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月２日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第４２号
山形県最上郡大蔵村大字清水1519番地
債務者　國分　勝利
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月２日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目５番地
債務者　高梨　順平
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大友　朋子
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４１２号
相模原市南区下溝1073番地　小林マンション201
債務者　花見　政夫
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
４　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３４８号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目２番Ｄ３―302号
債務者　田畑　啓一
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三品　　篤
４　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６６号
熊本市水道町３番11号コーポ・ユーカリ201
債務者　竹下　健一
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　晃一
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部